

地域交流の場への助成金について

社会福祉法人
池田町社会福祉協議会
住所：池田町本郷 1628-2
TEL：0585-45-8123
FAX：0585-45-9604

<ふれあいいきいきサロン 助成金>

- <対象> サロン等を開催し、社協へ助成申請を行った福祉会。
<金額> 開催にかかる諸費用の 2分の1 を限度に補助。(3,000 円を上限)
例) 7,000 円かかったら、上限の 3,000 円補助。
5,600 円かかったら、2/1の 2,800 円補助。
<助成回数> 年に12回まで
<申請時必要なもの>
①サロン実施助成金申請書 ②経費の領収書(レシート添付 コピー可)
③事業内容が分かるもの(写真・案内文書等)



地域で、人と人
とがつながる場
や集いの場に対
して、活動がし
やすくなること
を目的に助成を
行っています。

<多世代ふれあい事業 助成金>

- <対象> 福祉会として地域の高齢者と子どもが交流を行った場合。
<金額> 15,000円上限
<助成回数> 年に1回限り。
<申請時必要なもの>
①多世代ふれあい事業実施 ②経費の領収書(レシート添付 コピー可)
③*行事の様子の写真(子どもと地域の高齢者が一緒に移っている写真)
④行事開催案内チラシ等事業内容が分かるもの。



福祉会活動を計画、検討さ
れる際に、活動内容に応じ
てご活用ください。
申請様式は社協の HP からも
ダウンロードできます。

<地域の支えあいの場づくり 助成金>

- <対象> 福祉会、ボランティア団体、NPO 法人等。
<金額> 30,000円上限
<助成回数> 年に1回
*助成後 2 年間は対象外になりますのでご注意ください。
<申請方法>

①見積書と申請書を社協へ提出。



②社協より、助成の決定。



③福祉会で物品の購入や修繕等の実施。



④実施報告書・交付請求書を社協へ提出。

※助成対象区につきましては毎年 4 月に案内文書を送付させていただきます。



<Q どういったことに使えるの?>

拠点整備にかかる物品購入・修繕費
等に使用できます。

例) サロンで使用する椅子や机

お湯ポットの購入。

手すりをつける等軽微な修繕費